

旧法人名	日本道路公団 首都高速道路公団 阪神高速道路公団 本州四国連絡橋公団	政府出資額	2, 284, 865, 042, 745円 388, 922, 000, 000円 294, 425, 000, 000円 756, 908, 500, 000円 <hr/> (合計) 3, 725, 120, 542, 745円
新法人名 (業務承継法人名)	東日本高速道路株式会社 中日本高速道路株式会社 西日本高速道路株式会社 首都高速道路株式会社 阪神高速道路株式会社 本州四国連絡高速道路株式会社 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	政府出資額	105, 000, 000, 000円 130, 000, 000, 000円 95, 000, 000, 000円 13, 499, 997, 000円 9, 999, 996, 000円 5, 330, 440, 000円 3, 366, 290, 109, 745円 <hr/> (合計) 3, 725, 120, 542, 745円
組織変更年月日 (業務承継年月日)	平成17年10月1日	増減額	0円
政府出資額が増減することの根拠法令	<p>日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号） （株式の引受け）</p> <p>第六条 会社の設立に際して発行する株式の総数は、次の各号に掲げる会社ごとに、当該各号に定める日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団（以下「公団」と総称する。）が引き受けるものとし、設立委員は、これを当該公団に割り当てるものとする。</p> <p>一 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社 日本道路公団</p> <p>二 首都高速道路株式会社 首都高速道路公団</p> <p>三 阪神高速道路株式会社 阪神高速道路公団</p> <p>四 本州四国連絡高速道路株式会社 本州四国連絡橋公団</p> <p>2・3 略</p>		

	<p>(公団の解散等)</p> <p>第十五条 公団は、会社及び機構の成立の時ににおいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国及び出資地方公共団体が承継する資産を除き、前条第三項の認可を受けた実施計画（同条第四項の認可があったときは、変更後の実施計画。以下「承継計画」という。）において定めるところに従い、その時ににおいて同条第一項各号に掲げる公団ごとに当該各号に定める会社及び機構が承継する。</p> <p>2 会社及び機構の成立の際現に公団が有する権利のうち次に掲げる資産は、会社及び機構の成立の時ににおいて国（首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団が有する資産にあっては、国及び出資地方公共団体）が承継する。</p> <p>一 第六条第一項の規定により公団が引き受けた会社の株式の総数</p> <p>二・三 略</p> <p>3 前二項の規定により会社及び機構並びに国及び出資地方公共団体が公団から承継する資産（国及び出資地方公共団体が承継するものにあつては、前項第一号に掲げるものに限る。）の価額は、会社及び機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。</p> <p>4 略</p> <p>5 第六条第一項の規定により首都高速道路公団、阪神高速道路公団又は本州四国連絡橋公団が引き受けた首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社又は本州四国連絡高速道路株式会社の株式は、それぞれ国及び出資地方公共団体が、各公団への出資の金額の各公団の出資の総額に対する割合に応じて、承継する。</p> <p>6～10 略</p> <p>11 第一項の規定により機構が公団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、政府及び出資地方公共団体から公団に対し出資されている出資金に相当する金額から第二項の規定により国及び出資地方公共団体が承継した会社の株式の総数の価額に相当する金額を減じた額（以下この項において「承継出資額」という。）は、政府及び出資地方公共団体から機構に対し出資されたものとし、承継計画において定めるところに従い機構が承継する資産の価額から負債の金額及び承継出資額の合計額を差し引いた額は、積立金又は繰越欠損金として整理するものとする。</p> <p>12 略</p>
<p>政府出資額が増減した理由</p>	
<p>備考</p>	<p>東日本高速道路株式会社への政府出資額は、法人の貸借対照表上、資本金525億円及び資本剰余金525億円とに区分して記載されている。</p> <p>中日本高速道路株式会社への政府出資額は、法人の貸借対照表上、資本金650億円及び資本剰余金650億円とに区分して記載されている。</p> <p>西日本高速道路株式会社への政府出資額は、法人の貸借対照表上、資本金475億円及び資本剰余金475億円とに区分して記載されている。</p> <p>首都高速道路株式会社への政府出資額は、法人の貸借対照表上、資本金67.5億円及び資本剰余金67.5億円とに区分して記載されている。</p>

阪神高速道路株式会社への政府出資額は、法人の貸借対照表上、資本金50億円及び資本剰余金50億円とに区分して記載されている。

本州四国連絡高速道路株式会社への政府出資額は、法人の貸借対照表上、資本金26.7億円及び資本剰余金26.7億円とに区分して記載されている。